

くらしの情報

問い合わせ（市外局番093）

役場・教育委員会	☎ 223-0881 (代)	山鹿公民館	☎ 223-1892
町民会館	☎ 223-0731	芦屋東公民館	☎ 222-1981
芦屋中央病院	☎ 222-2931	総合体育館	☎ 222-0181
中央公民館	☎ 222-1681	芦屋釜の里	☎ 223-5881
図書館	☎ 223-3677	芦屋歴史の里	☎ 222-2555

掲載の催しなどは、新型コロナウイルスの感染拡大の状況によって、変更・中止となる場合があります。

健康・子育て

離乳食教室に参加しませんか

子どもの月齢に合わせた離乳食を学びましょう。離乳食を始める人や進め方に不安がある人は参加してみませんか。



▽とき 3月11日(木)・午前10時～11時(9時45分から受け付け)

▽ところ 中央公民館4階

▽内容 離乳食に関する講話と作り方のレクチャー

▽対象 町内に住んでいる妊婦や乳児を育児中の人

▽参加費 無料

▽定員 12組

▽持ってくるもの スリッパ、筆記用具

▽申し込み 3月9日(木)までに、健康づくり係(☎223局3533)へ

令和3年度児童生徒就学援助申請を受け付けます

経済的な理由で

小中学校への就学が困難な世帯(生活保護世帯は除く)に、学用品費や給食費、修学旅行費などを助成します。対象は、世帯全員の所得などが一定の基準以下の世帯に限りです。



▽提出書類 ①申請書②家賃証明または入居契約書の写し③通帳の写し④マイナンバーカードまたは通知カード(世帯全員分)

※印かんを持ってきてください。

※マイナンバーカードを持っていない場合は、次の①と②の書類が必要です。

①マイナンバーの確認書類②通知カード、マイナンバー入りの住民票

②身元確認書類③官公署発行の顔写真付証明書1点、または官公署などが発行した顔写真なしの証明書2点

※現住所と異なる住所が記載されている通知カードでは申請できません。マイナンバー入りの住民票を提出してください。

※代理人が申請手続きを行う場合は、さらに委任状や身元確認書類が必要です。

※申請書は学校教育課窓口にあります。また町のホームページからダウンロードできます。

※令和3年1月1日に芦屋町に住んでいない人は、次の⑤と⑥の書類も必要です。

⑤令和3年度(令和2年分)の所得課税証明書

⑥令和2年分の源泉徴収票または確定申告をした書類の控え

※⑤は、令和3年6月以降に発行される令和3年度(令和2年分)のものを後日追加で提出してください。

▽申請期限 3月31日(木)

※締め切り日を過ぎても申請は随時受け付けますが、支給は申請の翌月分からはなります。注意してください。

▽申請・問い合わせ 学校教育係(☎223局3547)

福祉

「芦屋すてっぷくらぶ」を知っていますか

芦屋すてっぷくらぶは、芦屋小学校内に開設されている施設で、放課後や夏休みなどの長期休暇中



たんぽぽコーナー

対象は、就学前の子どもと保護者です。
●問い合わせ 芦屋町子育て支援センター
「たんぽぽ」(☎2221局2567)



3月の日曜開館日 7日・21日

＊にこにこ絵本

▷とき 3月4日(木)・午前10時45分～11時15分

＊すくすく広場「楽しい歯の話」

▷とき 3月9日(木)・午前10時～11時

▷持ってくるもの 家で使っている歯ブラシ

＊絵本タイム

▷とき 3月19日(金)・午前11時～11時30分

＊育児相談

【離乳食の日】栄養士による栄養指導と進め方相談

3月の相談日はありませんが、気になることがあれば気軽に電話してください。次回は4月12日(月)です。

【たんぽぽ相談】保健師・栄養士による相談

▷とき 3月8日(木)・午前10時～正午

▷持ってくるもの あしやすくすくファイル、母子健康手帳

※町外に住んでいる人も相談できます(予約不要)。

【ほほえみ相談】小児専門の臨床心理士による相談

▷とき 3月2日(木)・午前10時～正午

※予約は町内に住んでいる人のみです。

みんな来てね、出前たんぽぽ広場

▷とき 3月17日(木)・午前10時～正午

▷ところ 山鹿公民館和室

※たんぽぽスタッフが絵本やおもちゃを用意して待っています。



に町内に住んでいる障がい児(小学1年生～高校3年生)を預かり、学校や家庭とは異なる時間・空間・人・体験などをとおして、それぞれの子どもたちの状況に応じた発達支援を行っています。



認知症介護者の集いに参加しませんか

ひとりで介護に悩んでいませんか。日頃の介護に関する思いを互いに話せる場として、「認知症介護者

に問い合わせてください。
※身体障害者手帳・精神障害者福祉手帳・療育手帳や保護者の就労の有無は問いません。
▽問い合わせ 芦屋すてっぷくらぶ田中(☎080-8389-6257)または、障がい者・生活支援係(☎223局3530)

の集い」を行います。今回は専門職がアドバイザーとして加わり、座談会を実施します。介護者だけでも構いませんが、介護を受けている人も一緒に参加してみませんか。
▽とき 3月20日(土)・午前10時～11時
▽ところ 中央公民館4階
▽対象 認知症の人を介護している人や経験者・介護を受けている人
▽内容 座談会
▽参加費 無料
▽定員 10人
▽申し込み 3月15日(木)までに高



高齢者能力活用事業で働いてみませんか

今までの経験や技能を生かして働くことで、健康と生きがいを高めませんか。
▽対象 町内に住んでいるおおむね60歳以上の健康な人
▽職種 ◎技能分野Ⅱせん定、草刈り、ふすま・障子・網戸張り替え、車両運転など
◎労務分野Ⅱ除草、清掃、軽作業など
▽勤務時間 平日・午前9時～午後4時
※業務の必要性に応じ、日々雇用となります。
※登録の受け付けは、随時行っています。
※所定の申込書に必要事項を記入のうえ、提出してください。
▽申し込み 芦屋町社会福祉協議会(高齢者能力活用事業係 ☎222局2818)へ



募集

任期付職員・ 会計年度任用職員募集

【任期付職員】

●保健師

▽募集人数 1人

▽勤務地 役場福祉課

▽業務内容 保健師業務（健康相談、認知症施策に関すること、介護予防事業、窓口業務、家庭訪問など）



▽勤務時間 午前8時30分～午後5時15分（休憩60分）

▽勤務形態 週5日勤務（土日祝日休み）

▽給料 月額18万2200円

※職歴などにより加算する場合があります。

▽応募要件 保健師免許がある人

▽勤務開始日 4月1日（金）

▽申し込み期限 2月26日（金）

【会計年度任用職員】

●春期学童クラブ指導補助員

▽任期 3月24日（水）～31日（水）



※4月6日（火）まで引き続き任用する場合があります。

▽募集人数 3人

▽業務内容 ①児童の保育（宿題

や遊びの見守り、おやつなど飲食の準備）②支援員の補佐（お楽しみ会の運営）③児童の生活指導（集団生活の支援、事故防止）

▽勤務時間 午前9時～午後5時45分の間で7時間勤務（シフト制、休憩60分）

※行事などにより勤務時間の変更があります。

▽勤務形態 週5日程度

▽報酬 時給897円

▽保険 なし

▽応募要件 高校生不可

▽試験内容 個人面接

※日程は担当課より連絡します。

▽申し込み期限 2月26日（金）

●公民館・文化係夜間管理員（菅屋東公民館）

▽任期 4月1日（木）～令和4年3月31日（金）

※勤務成績が良好で、同職種がある場合、再度任用することがあります（ただし、2回まで）。

▽募集人数 1人



▽業務内容 ①施設管理（見回り・掲示物整理・落とし物管理・備品管理・施設）②貸館業務（受け付け・料金計算・徴収）③利用者指導④施設周辺管理 ⑤そのほか公民館に関する業務

▽勤務時間 午後5時～10時

▽勤務形態 隔週勤務（2週で6日、月曜日を除く）

※2人による交代勤務（勤務は1人体制。土日祝日勤務あり）

▽報酬 日額4488円

▽保険 なし

▽応募要件 草刈機を使って作業ができる人

▽試験内容 個人面接

※日程は担当課より連絡します。

▽申し込み期限 2月26日（金）

●土木係美化作業員

▽任期 4月1日（木）～令和4年3月31日（金）

※勤務成績が良好で、同職種がある場合、再度任用することがあります（ただし、2回まで）。

▽募集人数 2人

▽業務内容 ①草刈り②道路・側溝清掃③そのほか道路維持管理に関する作業

▽勤務時間 午前9時～午後5時（休憩60分）

▽勤務形態 週5日勤務（土日祝日休み）

▽報酬 日額6950円

▽保険 社会保険・雇用保険



おしらせ

県営住宅の入居者募集（ポイント方式）

▽募集住宅 県内に所在する県営住宅（詳細は募集案内に記載）

▽募集案内配布と受付期間 2月26日（金）～3月8日（月）

▽募集案内配布場所 環境住宅課窓口

▽問い合わせ 福岡県住宅供給公社県営住宅管理部（☎092-781-8029）・県庁県営住宅課（☎092-643-739）

▽申し込み期限 3月5日（金）

【共通事項】

▽申し込み・問い合わせ 申込書に必要事項を記入のうえ、人事係（☎223-3574）へ提出

※申込書は、総務課窓口に設置しています。また町のホームページからダウンロードできます。

※地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人は応募できません。

※任期付職員、会計年度任用職員は、一般職として地方公務員法の各規定（守秘義務、職務専念義務、懲戒処分など）が原則適用となります。

生活応援商品券の利用期限は 2月28日④です

【高齢者と子育て世帯対象】

新型コロナウイルス感染症対策
支援として、高齢者と子育て世帯
を対象に、町内で使える商品券を
配布しました。

商品券の利用期限は2月28日④
です。まだ利用していない人は注意
してください。

▽問い合わせ 高齢者支援係（☎
223局3536）・子育て支援
係（☎223局3537）

芦屋町家賃軽減支援金の 申請期限を延長します

新型コロナウイルス感染症の影
響により、売り上げの急減に直面
する事業者の事業継続を下支えす
るために、国の「家賃支援給付金」
または福岡県の「家賃軽減支援金」
の給付決定を受けた芦屋町内の事
業者に、「芦屋町家賃軽減支援金」
を給付しています。

国と福岡県の申請期限延長に伴
い、芦屋町の申請期限も延長します。
▽対象 次のすべての要件を満た
す事業者・賃料

①国の「家賃支援給付金」また
は福岡県の「家賃軽減支援金」
の給付を受けている

②国または福岡県の給付決定の
対象となった支払賃料
③芦屋町内に所在する建物・土
地の支払賃料

▽申請期限 3月31日④（当日消
印有効）

※3月31日④までに提出された申
請書類に不備があり、4月9日
④までに不備が解消されない場
合は受け付けできません。

▽支援額 次の表により算定した
給付額（月額）に6を乗じた額

	給付計算対象家賃（月額）	給付額（月額）
法人	75万円以下	支払賃料（月額）×1／15
	75万円超	5万円＋〔支払賃料（月額）の75万円の超過分×1／30〕 ※最大交付額（月額）10万円
個人	37万5千円以下	支払賃料（月額）×1／15
	37万5千円超	2万5千円＋〔支払賃料（月額）の37万5千円の超過分×1／30〕 ※最大交付額（月額）5万円

▽問い合わせ 商工観光係（☎2
23局3542）

みんなのねんきん

繰上げ・繰下げ請求を知っていますか

老齢基礎年金は、受給資格期間（保険料を納めた期間や保険料の免除を受けた期間の合計）が10年以上ある人が受けとることができます。

支給開始年齢は原則65歳ですが、本人の希望により繰上げ請求や繰下げ請求をすることができます。

【繰上げ請求】

老齢基礎年金の支給開始を60歳から64歳までの間に繰り上げることができます。

ただし、請求した月に応じて月単位0.5%ずつ減額された年金を生計受けることになります。また、ほかの年金の給付制限などがあります。

- 昭和16年4月1日以前生まれの人＝繰り上げをした期間に応じた年単位の減額率で計算します。
- 昭和16年4月2日以後生まれの人＝繰り上げた月数（60月が限度）に応じた年金額が減額されます。

▷問い合わせ

- 国民年金の第1号被保険者期間だけの人＝保険年金係（☎223局3532）
- 厚生年金や共済年金の期間がある人や、その配偶者期間（第3号被保険者期間）がある人＝八幡年金事務所（☎631局7962）

【繰下げ請求】

66歳に到達する前に老齢基礎年金の請求をしていなかった人は、66歳以後に繰り下げて請求することができます。繰下げ請求した場合の年金額は、次のとおり計算します。

- 昭和16年4月1日以前生まれの人＝繰り下げをした期間に応じた年単位の増額率で計算します。
- 昭和16年4月2日以後生まれの人＝繰り下げた月数（60月が限度）に応じた月単位0.7%の増額率で計算します。

おしらせ

防災無線の訓練放送

▽とき 2月17日(木)・午前11時ごろ

▽内容 Jアラートを活用した全国一斉の情報伝達訓練が行われます。芦屋町では、防災行政無線による訓練放送(屋外スピーカー)が流れます。

【放送内容】

♪上りチャイム音♪

「これは、Jアラートのテストです」×3回 「こちらは、芦屋町です」♪下りチャイム音♪

▽問い合わせ 庶務係(☎2223局3572)

リサイクル家具などを 展示販売します

中間・遠賀リサイクルプラザでは、ごみの分別収集によるごみの減量化、再資源化を行っています。その一環で、ごみに出された家具類などを再生し、入札方式で展示販売します。

▽受付期間 3月1日(木)～6日

(注)午前9時～午後4時30分、3月7日(金)・午前9時～11時30分

▽ところ 中間・遠賀リサイクルプラザ(中間市大字垣生)

▽品目 タンス・食器棚・テーブルなど約100点

▽申込方法 中間・遠賀リサイクルプラザにある申込用紙に記入し提出

※中間市・遠賀郡内に住んでいる人に限ります。

▽開札日時 3月7日(金)・午前11時30分の受け付け終了後

※落札者にははがきでお知らせしますので来場の必要はありません。

▽搬出期限 3月13日(土)・正午

※購入品の搬出は、各自でお願いします。

▽問い合わせ 中間・遠賀リサイクルプラザ(☎245局5374)

芦屋釜の里企画展「樋口陽介 茶の湯釜展」独立までの軌跡

平成17年から芦屋釜の里で鋳物師養成員として修業を始めた樋口陽介さん。16年間を経て、令和3年4月に独立する樋口さん製作の茶の湯釜やそのほかの作品から、これまでの軌跡をたどります。



▽とき 3月2日(金)～4月11日(日)

▽ところ 芦屋釜の里資料室

▽入園料 中学生以上200円、小学生100円

▽問い合わせ 芦屋釜の里(☎223局5881)

中央公民館講座 春を彩る苔玉作り

野山に咲く草花

を使って、自分流の苔玉を作ります。

▽とき 3月13日

(注)午前10時～正午

▽ところ 中央公民館2階

▽講師 吉岡学さん(樹木医)

▽参加費 1500円(材料費)

▽定員 20人(先着順)

▽申し込み 2月18日(金)から・午前9時～午後5時に中央公民館

(☎222局1681)へ

※月曜日は休館です。

プレミアム付き タクシー初乗り利用券の販売

12月15日に開始した公共交通利用促進事業のタクシー初乗り利用券の販売を行っています。コロナウイルス感染症の影響で、密集する公共交通機関の利用を控えている人やタクシーの利用を考えている人など、タクシー初乗り利用券を使用してみませんか。

※バス共通乗車券は完売しました。



【タクシー初乗り利用券】

販売価格5000円で初乗り利用券1万円相当分(15枚で1冊)※初乗り料金は主に680円で、北九州タクシー協会加盟全事業所で利用可能です。

※1度に2枚以上の使用はできません。

▽とき 完売する日までの平日・午前9時～午後5時

▽ところ 役場環境住宅課窓口

▽対象 町内に住んでいる人

※販売時に運転免許証などで居住地の確認をしますので、確認できるものを持ってきてください。

※代理人への販売は行いません。

▽購入限度 1人2冊まで

▽使用期限 令和4年3月31日(金)

▽問い合わせ 地域振興・交通係(☎223局3539)

無事故・無違反の 優良運転者を表彰します

▽対象 折尾交通安全協会会員で、5年以上または10年以上継続して無事故・無違反の人
※過去に同種の表彰を受けている人は除きます。

▽申請に必要なもの 申請書、運転免許証(表・裏)と会員証の写し、無事故・無違反証明書

※申請書類は折尾警察署・交通安全

永年にわたり交通安全の推進に貢献 ～交通安全功労者表彰～

令和2年度福岡県交通安全功労者表彰授与式が行われ、芦屋町から、交通事故防止活動や町民の交通安全意識の醸成に貢献された、林 英次さん、林 ちづ子さん、田中 勉さん、重岡 美佐子さん、蒲原 利子さん、工藤 弘美さん、守田 政孝さんの7人が表彰されました。いつも、子どもたちを見守っていただきありがとうございます。



林 英次さん



林 ちづ子さん



田中 勉さん



重岡 美佐子さん



蒲原 利子さん



工藤 弘美さん



守田 政孝さん

マイナポイント事業の 期間延長

9月30日(木)まで!

3月31日(木)までにマイナンバーカードの交付申請を行った人は、9月30日(木)までにマイナポイントの申し込みとキャッシュレス決済サービスを利用することで、マイナポイントを取得することができます。



マイナポイント事業
ホームページ

マイナポイント事業とは

民間キャッシュレス決済サービスでの買い物やチャージ(前払い)をした際に、国がマイナポイントを1人あたり最大5000円分付与する事業です。

3月末までにマイナンバーカード交付申請を!

マイナンバーカードを持っていない人で、申請を行っていない人(一部を除く)に対して、令和2年12月下旬から順次マイナンバーカードの申請書を国が送付しています。この機会に申請書を活用して、マイナンバーカードを申請してみませんか。

▷問い合わせ マイナポイントに関すること=広報情報係(☎223局3575)・マイナンバーカードに関すること=住民係(☎223局3531)

行事の変更や中止

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、イベントなどを次のとおり延期による変更または中止

※無事故・無違反証明書の発行には日数がかかります。早めに申請してください。
▽受付期間 3月1日(月)～31日(木)に、折尾交通安全協会(☎601局1818)へ

します。

【変更】

●若屋歴史の里企画展

「田中繁吉展 家族の肖像展」

▽とき 3月9日(木)～8月29日(日)

▽問い合わせ 若屋歴史の里(☎222局2555)

【中止】

●ギャラリーあしや

「芸術家のたまご展」

▽問い合わせ ギャラリーあしや(中央公民館内)(☎222局1681)

訂正とおわび

広報あしや2月1日号の裏表紙に掲載した新型コロナウイルス感染症の「30歳代と比較した場合の重症化率」の表に誤りがありました。下記のとおり訂正しておわびします。

●30歳代と比較した場合の各年代の重症化率

(誤)	年代	50歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代
	重症化率	10倍	25倍	47倍	71倍	78倍

(正)	年代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	90歳以上
	重症化率	10倍	25倍	47倍	71倍	78倍

▷問い合わせ 広報情報係(☎223局3569)

広報あしやの発行が

令和3年4月から月1回に変わります

4月1日号以降の広報あしやの発行日と発行回数を、現在の毎月1日と15日の月2回発行から、毎月25日の月1回に変更します。発行回数は減りますが、よりわかりやすく親しみやすい紙面づくりに取り組みます。

▷問い合わせ 広報情報係(☎223局3569)

